

とくしまエコパートナー協定実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、脱炭素社会の実現に向け、県民、事業者などあらゆる主体が主役となって取り組む「県民総活躍」の具現化を図るため、気候変動対策の推進に関し、県と企業及び民間団体（以下、「企業等」という。）との連携に関する協定を締結するために必要な事項を定める。

(対象企業等)

第2条 協定は、県内に主たる事業所又は支店(営業所等を含む。)を有し、気候変動対策の推進に意欲を有する企業等であって、次に掲げるもののうち2つ以上の事項について、県と共同して事業を企画立案し、実施する企業等と締結するものとする。

- (1) 気候変動に係る広報啓発に関する事項
- (2) 環境教育の推進に関する事項
- (3) 環境活動の支援に関する事項
- (4) 気候変動に係る知識・技術の普及に関する事項
- (5) 気候変動に係る調査研究に関する事項
- (6) その他気候変動対策の推進に資する事項

(申込み)

第3条 協定を締結しようとする企業等は、県に、「とくしまエコパートナー協定」申込書(様式第1号)を提出するものとする。

(協定の締結)

第4条 県は、申込書の提出があった場合には、書類審査等を行い、要件を満たしている場合には、協定を締結する。

- 2 協定の締結期間は、協定締結日から当該年度の末日までとする。
なお、県及び企業等の協議により、これを更新することができる。

(広報及び支援等)

第5条 県は、県の広報媒体を通じ、協定を締結した企業等の取組に関する広報を行うほか、取組に必要な情報提供等の協力を行う。

- 2 企業等は、自社の広告等に協定を締結した企業等である旨を表示することができる。

(取組実績の報告)

第6条 協定を締結した企業等は、毎年度、事業実施年度の翌年度の4月末日までに、「とくしまエコパートナー協定」実績報告書(様式第2号)により、取組状況を県に報告しなければならない。

(協定の解除)

第7条 県は、協定を締結した企業等が、次の各号のいずれかに該当する場合には、協定を解除することができる。

- (1) この要綱で定める取組を行わないことが明らかになった場合
- (2) 法令に違反した場合
- (3) その他協定を締結するのに相当と認められなくなった場合

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年2月15日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

「とくしまエコパートナー協定」申込書

徳島県知事 殿

企業等の名称
代表者の職氏名

次のとおり、「とくしまエコパートナー協定」を申し込みます。

所在地	
業種 (事業内容)	
従業員数	
連携分野 (※)	1. 気候変動に係る広報啓発に関する事項
	2. 環境教育の推進に関する事項
	3. 環境活動の支援に関する事項
	4. 気候変動に係る知識・技術の普及に関する事項
	5. 気候変動に係る調査研究に関する事項
6. その他気候変動対策の推進に資する事項	

※希望する分野ごとに、内容を具体的に記載してください。

添付資料：会社案内等、企業等の事業内容がわかる資料を添付してください。

「とくしまエコパートナー協定」実績報告書

徳島県知事 殿

企業等の名称
代表者の職氏名

次のとおり、「とくしまエコパートナー協定」に関する取組実績を報告します。

取組期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月
取組実績 ※具体的に 記入をお願い します。	連携分野：
	内容：
	連携分野：
	内容：
	連携分野：
	内容：
	連携分野：
	内容：

(添付資料) 実施状況の写真等、参考となる資料があれば添付してください。